



第4章

都市機能誘導区域

第4章 都市機能誘導区域

第4章
都市機能誘導区域

4.1 基本的な考え方

将来にわたり、持続可能な都市を形成するため、都市機能誘導区域を設定し、商業施設や医療施設などの都市機能を維持・確保することで、人口減少・少子高齢化が進展した場合でも拠点周辺等の区域における生活の利便性を確保するとともに郊外部における生活の利便性も確保することを目指します。

都市機能誘導区域とは、各拠点の中心となる鉄道駅などから徒歩や自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通機能、都市機能増進施設などの配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している地域のことで市街化区域内に定めることになっています。

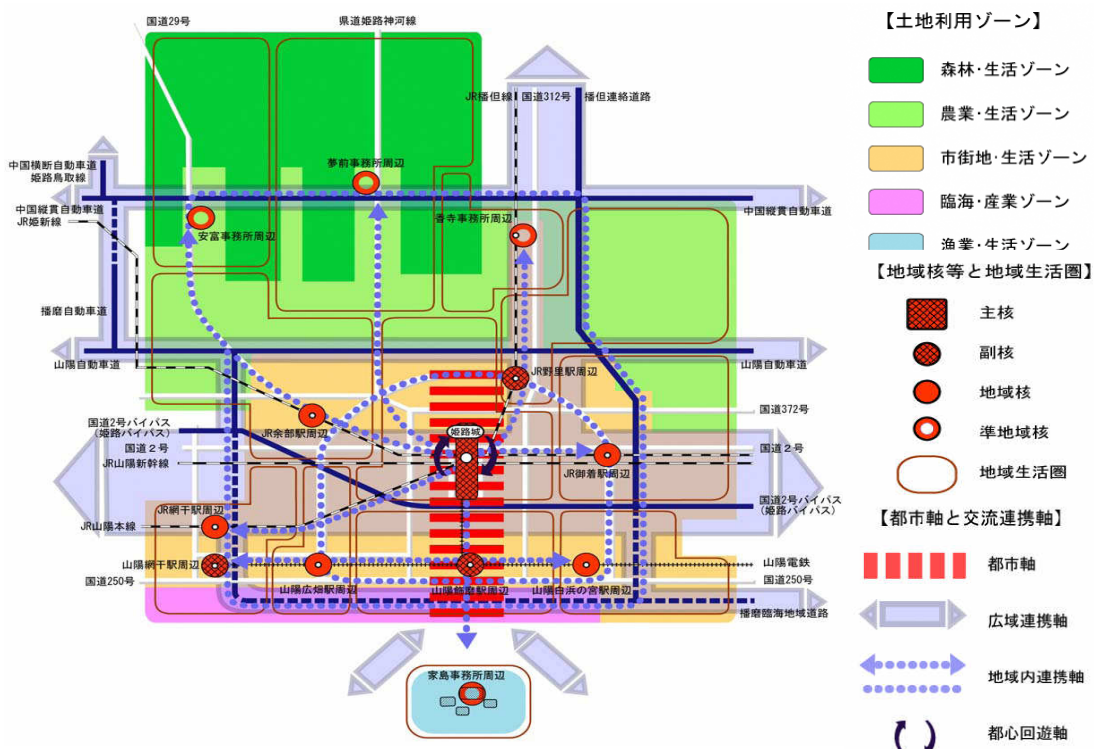
都市機能誘導区域を設定することで、一定規模以上の都市機能増進施設の誘導区域内への立地を促進します。

4.2 姫路市における都市機能誘導の方針

(1) 都市機能誘導の方針

都市計画マスタープランや総合交通計画等の上位計画で位置付けられた都市の拠点を都市機能の維持・確保を図る拠点とします。

公共交通アクセス性が確保され、隣接市町も含めた市街化調整区域の中心となっている一定規模の人口集積等がある地区についても拠点とします。



(2) 都市機能誘導拠点の選定

市街化区域内の鉄道駅のうち、都市計画マスタープランにおいて拠点（主核、副核、地域核、準地域核）に位置付けられている鉄道駅、それ以外の鉄道駅については、姫路市総合交通計画で重点的整備の対象である1日平均乗車客数1,500人以上の鉄道駅を拠点に選定します。

また上記以外で、公共交通アクセス性が確保されている拠点も選定します。

(3) 選定した拠点

拠点種別	拠点を区分	選定した拠点	位置付け
中心拠点	主核を中心とした播磨の中核都市にふさわしい高次都市機能や広域交流の交通結節機能が充実している拠点	①JR 姫路駅、②山陽姫路駅 周辺	都市再生特別措置法第81条第2項第3号に規定する「都市機能誘導区域」
副次拠点	副核を中心とした広域交流及び地域間交流における交通結節機能や中心拠点を補完する都市機能が充実している拠点	①山陽網干駅、②山陽飾磨駅、③JR 野里駅 周辺	
地域生活拠点	地域核等を中心とした地域の玄関口としての交通結節機能など、日常生活を支える機能が充実している生活拠点	①JR 網干駅、②山陽広畑駅、③山陽白浜の宮駅、④JR 御着駅、⑤JR 余部駅、⑥JR 香呂駅、⑦山陽大塩駅、⑧JR 英賀保駅、⑨JR はりま勝原駅、⑩JR ひめじ別所駅 周辺	
生活拠点	公共交通アクセス性が確保され、隣接市町も含めた市街化調整区域の中心となっている生活の拠点	①JR 溝口駅、②林田出張所 周辺	

※主核：赤、副核：紫、地域核・準地域核：茶

姫路市総合交通計画で定める重点的に整備を進めるその他の鉄道駅周辺：緑

4.3 都市機能誘導区域、準都市機能誘導区域の設定

4.2で選定した拠点の周辺において、都市機能誘導区域及び準都市機能誘導区域¹を定め、各誘導区域内に維持・確保する施設を定めます。

(1) 区域設定の考え方

公共交通機関からの利用圏域を考慮して誘導区域を設定します。都市機能誘導区域の範囲は、中心拠点は駅から半径1km程度、副次拠点は駅から半径1km～500m程度、地域生活拠点は駅から半径500m程度とし、準都市機能誘導区域の範囲は、生活拠点である駅等から半径300mをベースとします。

上記の利用圏域内で、都市計画の用途地域を考慮して区域を設定します。以下のいずれかに該当する区域とします。

- a) 用途地域が商業地域、近隣商業地域、準住居地域、工業地域、準工業地域、第一種住居地域、第二種住居地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、及び第二種低層住居専用地域

但し、

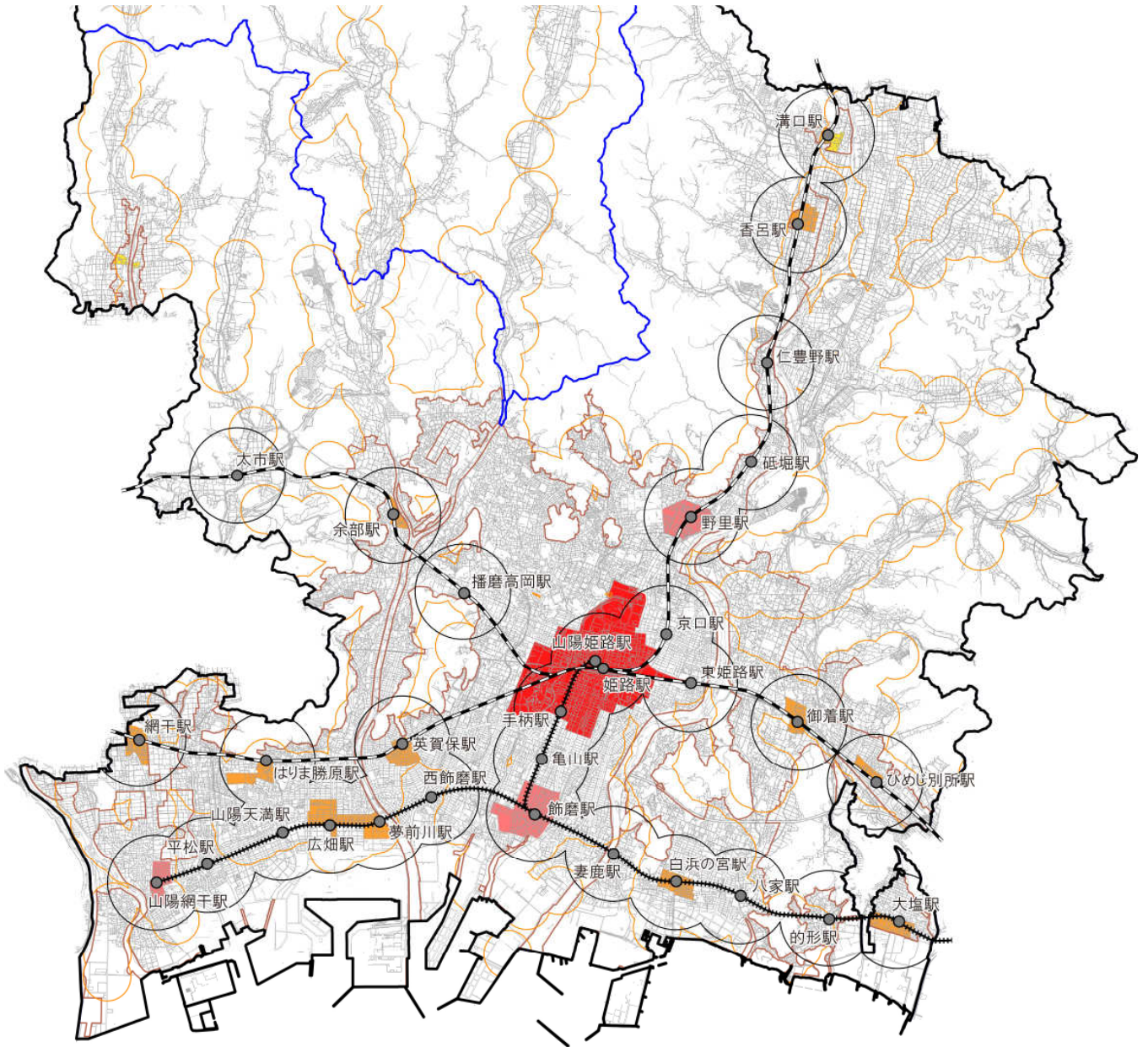
- b) 第一種低層住居専用地域及び工業専用地域は、都市機能増進施設の立地という主旨にそぐわないので、原則として区域設定の対象から除外します。

さらに、都市機能増進施設の立地状況を考慮し、既に一定規模以上の都市機能増進施設の集積がみられる地域等を参照しながら区域設定を行います。

(2) 都市機能誘導区域の設定

- (1)を基本に、地形・地物や用途地域界等をもとに区域を定めます。

¹地域生活拠点を補完する都市機能の集積を図る地区（法定外）として、生活拠点のJR溝口駅及び林田出張所周辺を設定



都市機能誘導区域 位置図

[都市機能誘導区域]

- 中心拠点
- 副次拠点
- 地域生活拠点

[準都市機能誘導区域]

- 生活拠点

- 行政界
- 都市計画区域
- 市街化区域
- 鉄道駅 (半径1km)
- バス停 (半径500m)

区域	面積(ha)
市街化区域	11,055
都市機能誘導区域	1,077
準都市機能誘導区域	20

4.4 都市機能増進施設の設定

(1) 基本的な考え方

都市機能増進施設は、将来人口が減少し都市機能が低下したとしても市民の生活利便性を維持・確保するため、4.3で定めた各都市機能誘導区域内には必ず確保しておく一定規模以上の施設としますが、都市機能誘導区域外においても地域コミュニティを維持するため、市民の生活に直結する商業施設や医療施設等を維持していくことが大切です。

(2) 都市機能増進施設の設定

都市機能増進施設を下記のように設定します。

- ① 人口減少・少子高齢化社会においても、地域住民の生活利便性を維持するために、都市機能誘導区域内に維持・確保する日常生活に必要不可欠な一定規模以上の施設（商業施設、医療施設、金融施設）とします。
- ② 各都市機能誘導区域内において、各種都市機能ごとに1施設は維持することを基本とします。

以上を踏まえ、拠点の種別毎に都市機能増進施設を以下のとおり設定します。

なお、公共建築物²については、今後進展する人口減少を踏まえ、持続可能な公共サービスを提供するため、姫路市公共施設等総合管理計画に基づく施設総量及び配置の適正化を図ります。

[都市機能増進施設の設定]

拠点種別	商業機能	医療機能	金融機能	位置付け
中心拠点	①百貨店 ②総合スーパー ③各種食料品小売業 ①～③のうち商業床面積が10,000㎡を超える何れかの店舗	病院	①銀行 ②信用金庫 ③労働金庫 ④商工組合中央金庫 ①～④のうち、何れかの施設	都市再生特別措置法第81条第2項第3号に規定する「都市機能増進施設」
副次拠点	①総合スーパー ②各種食料品小売業 ①、②のうち商業床面積が1,000㎡を超える何れかの店舗	①病院 ②内科、又は外科を診療科目とする診療所 ①、②のうち、何れかの施設	①銀行 ②信用金庫 ①、②のうち、何れかの施設	

²公共建築物：「姫路市公共施設等総合管理計画」に規定する公共施設、公用施設その他当該地方団体が所有する建築物

拠点種別	商業機能	医療機能	金融機能	位置付け
地域生活拠点	①総合スーパー ②各種食料品小売業 ①、②のうち商業床面積が500㎡を超える何れかの店舗	①病院 ②内科、又は外科を診療科目とする診療所 ①、②のうち、何れかの施設	①銀行、②信用金庫 ③JAバンク、④郵便局 ①～④のうち、何れかの施設	都市再生特別措置法第81条第2項第3号に規定する「都市機能増進施設」
生活拠点	同上	同上	同上	市独自

[各都市機能増進施設の定義]

百貨店、総合スーパー：日本標準産業分類（総務省：平成25年10月改定）に定める
大分類 I 中分類 56 小分類 561 細分類 5611

各種食料品小売業：日本標準産業分類（総務省：平成25年10月改定）に定める
大分類 I 中分類 58 小分類 581 細分類 5811

病 院：医療法施行令第3条の2第1項第1号イ、又はロに規定する診療科目を有する医療法第1条の5第1項に規定する病院

診 療 所：医療法施行令第3条の2第1項第1号イ、又はロに規定する診療科目を有する同法第1条の5第2項に規定する診療所

銀 行：銀行法第4条に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行

信 用 金 庫：信用金庫法第4条に基づく免許を受けて金庫事業を行う信用金庫及び信用金庫連合会

労 働 金 庫：労働金庫法第6条に基づく免許を受けて金庫事業を行う労働金庫及び労働金庫連合会

商 工 組 合 中 央 金 庫：株式会社商工組合中央金庫法に基づく商工組合中央金庫

J A バ ン ク：農業協同組合法第10条第1項第3号に基づく事業を行う事務所

郵 便 局：日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する郵便局

[高次都市機能増進施設の設定]

中心拠点については、播磨圏域の中核としての役割を担っていることから、広域的な都市活力向上に貢献する都市機能や防災機能を有する施設も高次な都市機能増進施設として位置付けます。

拠点種別	医療機能	教育機能	文化・芸術機能	防災機能	位置付け
中心拠点	3次医療提供病院	①医療・福祉系専門学校 ②高校	文化交流施設	広域防災施設	都市再生特別措置法第81条第2項第3号に規定する「都市機能増進施設」

[各高次都市機能増進施設の定義]

3次医療提供病院：兵庫県保健医療計画に定める3次医療を提供する病院

医療・福祉系専門学校：学校教育法第124条第1項に規定する専修学校で、かつ、医療、又は福祉関連の同法第125条第2項、又は第3項に規定する専門課程、一般課程を置く専修学校

高校：学校教育法第1条に規定する高等学校のうち、生徒数の定員が1,000人程度の学校

文化交流施設：劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条に規定する劇場、音楽堂等のうち、客席数2,000席程度のホールを有する施設

広域防災施設：姫路市地域防災計画に位置付けられた広域防災拠点又は帰宅困難者受け入れ機能を有する公共公益施設

(3) 都市機能増進施設の誘導方針

本計画で設定する都市機能増進施設は、現在、都市機能誘導区域内に立地している商業・医療・金融機能を有する施設を今後も維持していく方針（「維持」型の誘導施設）とします。また、各拠点のうち、商業・医療・金融機能を有する施設が都市機能誘導区域内に立地していない拠点では、不足している都市機能として誘導していく方針（「確保」型の誘導施設）とします。

各拠点ごとの都市機能増進施設（商業・医療・金融）の立地状況は下表のとおりです。

都市機能増進施設の立地状況

○：維持型、△：確保型

拠点		商業機能	医療機能	金融機能
中心 拠点	姫路駅周辺地区	○	○	○
	副次 拠点			
副次 拠点	山陽網干駅周辺地区	○	○	○
	山陽飾磨駅周辺地区	○	○	○
	JR 野里駅周辺地区	○	○	○
地域 生活 拠点	JR 網干駅周辺地区	△	○	○
	山陽広畑駅周辺地区	○	○	○
	山陽白浜の宮駅周辺地区	○	○	○
	JR 御着駅周辺地区	○	△	○
	JR 余部駅周辺地区	△	○	○
	JR 香呂駅周辺地区	△	○	○
	山陽大塩駅周辺地区	○	○	○
	JR 英賀保駅周辺地区	△	○	○
	JR はりま勝原駅周辺地区	○	○	○
	JR ひめじ別所駅周辺地区	○	○	○
生活 拠点	JR 溝口駅周辺地区	○	○	○
	林田出張所周辺地区	△	○	○



第5章

居住誘導区域

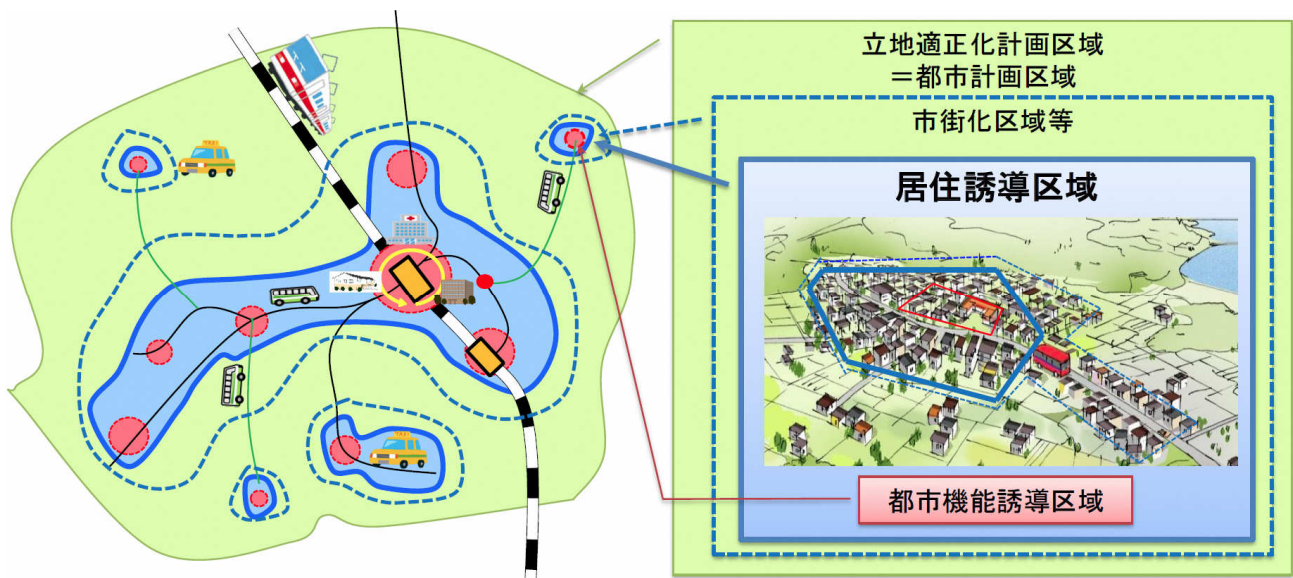
第5章 居住誘導区域

5.1 基本的な考え方

居住誘導区域とは、都市再生特別措置法第81条第2項第2号に定める「都市の居住者の居住を誘導すべき区域」で、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活利便性や地域コミュニティが持続的に確保されるように設定することとされています。また、居住誘導区域は都市再生特別措置法で市街化区域内に定めることとなっていますが、あくまでも緩やかに居住を誘導していく区域であり、居住誘導区域外における居住を否定するものではありません。

居住誘導区域を設定する区域は、以下の区域が考えられるとされています。

- 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺区域
- 都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域



出典 改正都市再生特別措置法等について（国土交通省 平成27年6月）

居住誘導区域の設定のイメージ

5.2 居住誘導区域設定の方針

本市においては、都市機能誘導区域、その区域以外の鉄道駅周辺区域、利用者や本数が多いバス停の周辺区域、商業施設や医療施設等が充足している区域など、居住誘導を検討する区域について下表のとおりゾーン分けを行い、居住誘導区域の設定を行います。

(1) 区域設定の考え方

姫路市域		
中播都市計画域(立地適正化計画区域)		位置付け
市街化調整区域		
市街化区域		都市再生特別措置法第81条第2項第2号に規定する「居住誘導区域」
【都市機能誘導区域】	主要鉄道駅周辺で都市機能の利便性に優れた区域。	
【鉄道駅周辺区域(駅から半径1km圏域内)】	鉄道駅まで徒歩等でアクセス可能な公共交通の利便性に優れた区域。	
【バス停周辺区域(バス停から半径500m圏域内)】	運行本数が多いバス停(片道ピーク時運行本数3本以上)まで徒歩でアクセス可能な区域。	
【職住近接区域】	地場産業等の職場に近接した区域。	
【既存ストック活用区域】	土地区画整理などにより社会インフラが整っており、商業施設や医療施設等が充足している区域。	
【平坦区域】	自転車や徒歩での移動に負担がかからないとされる道路縦断勾配が概ね5%未満の道路で構成されている平坦な区域。	
その他	【産業促進区域】	市独自
	【居住環境保護区域(上記以外の市街化区域内)】	

第5章
居住誘導区域

(2)ハザード区域に関する考え方

都市再生特別措置法第81条第19項及び都市再生特別措置法施行令第30条に規定する居住誘導区域を定めない区域は下表に示す区域で、このうち、本市の市街化区域には土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域が存在します。ただし、急傾斜地の崩壊を防止するための措置が講じられている急傾斜地崩壊危険区域については、対象外とします。

また、これら以外には、土砂災害警戒区域などが指定されていますが、こうした区域については警戒避難体制の整備などが図られているところであり、また、災害の恐れがある区域については、兵庫県CGハザードマップ³等で公開されており、その周知が図られています。そのため、指定があることをもって、居住誘導区域外とはしていませんので、引き続き、災害に関する危険性について周知徹底を行うとともに、地域住民と連携した防災訓練・自主防災活動の促進を図りつつ、災害防止・軽減施設の整備や警戒避難体制の整備など、防災・対策を推進していくこととします。

また、今後、新たに指定される土砂災害特別警戒区域と急傾斜地崩壊危険区域（対策済の箇所を除く）についても、居住誘導区域外とします。

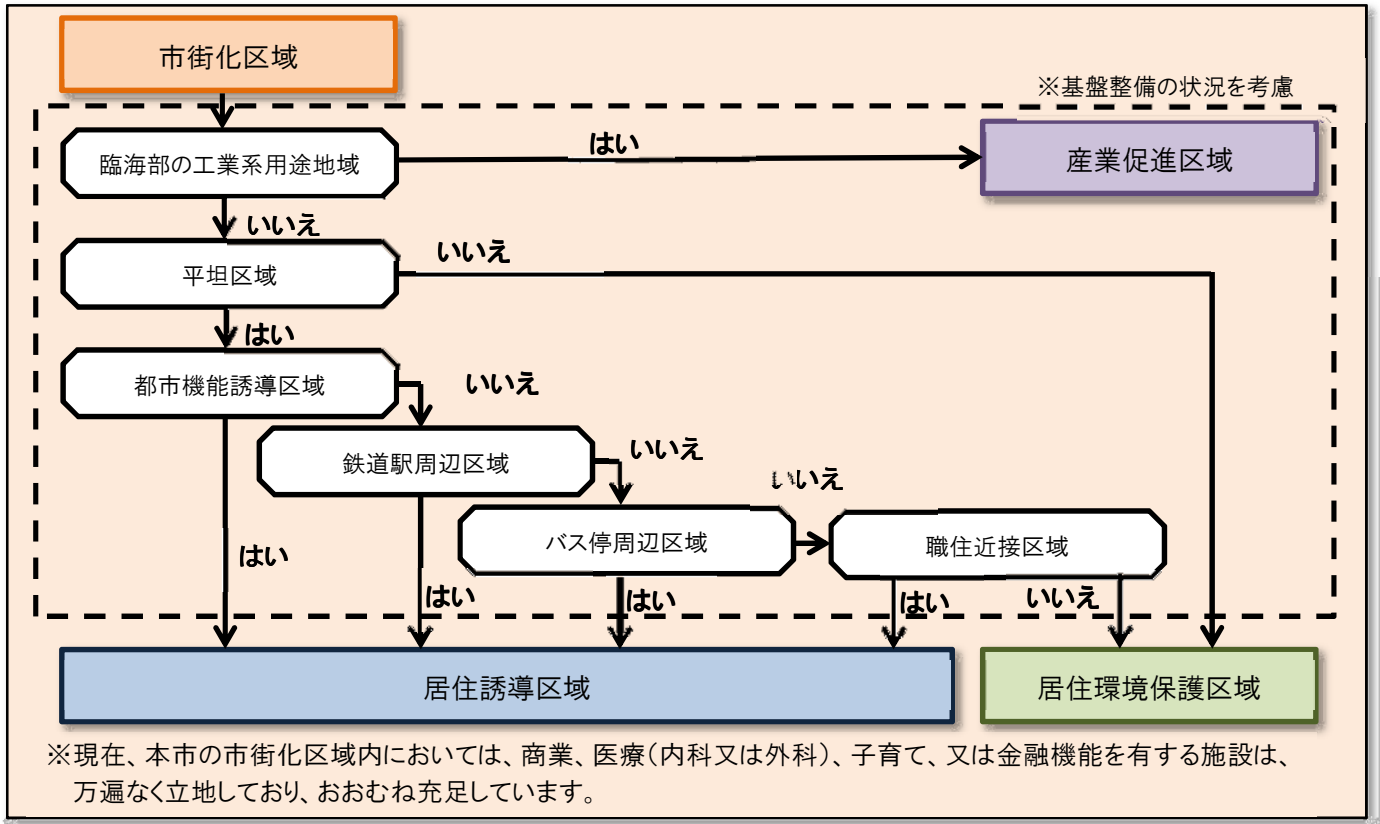
(参考) 都市再生特別措置法第81条第19項、都市再生特別措置法施行令第30条

法律上居住誘導区域を定めない区域	市街化調整区域
	建築基準法第39条第1項に規定する 災害危険区域 （同条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が制限されているものに限る）
	農業振興地域の整備に関する法律第8条に規定する 農用地区域
	自然公園法第20条に規定する 特別地域
	森林法第25条に規定する 保安林 の区域
	自然環境保全法第14条に規定する 原生自然環境保全地域
	地すべり等防止法第3条第1項に規定する 地すべり防止区域
	急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律第3条第1項に規定する 急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する 土砂災害特別警戒区域	

³兵庫県CGハザードマップ（URL：<http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>）

5.3 居住誘導区域の設定

以上を踏まえ、下図のフローに沿って居住誘導区域を設定します。



居住誘導区域の考え方フロー図



第 6 章

届出制度

第6章 届出制度

都市再生特別措置法第88条又は第108条の規定に基づき、都市機能誘導区域外又は居住誘導区域外で開発・建築行為を行う場合、これらの行為に着手する日の30日前までに、行為の種類や場所などについて、市長への届出が必要となります。

また、当該届出に係る行為が区域内における立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、市長は必要な勧告をすることができます。

【都市機能誘導区域外】

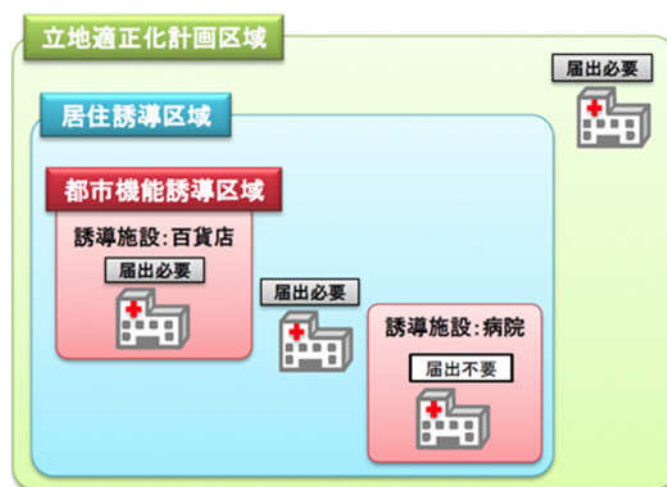
本計画区域内の都市機能誘導区域外における誘導施設の立地動向を把握するため、開発行為又は建築行為を行おうとする土地が都市機能誘導区域外にある場合は、届出が義務付けられます。

開発行為

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

開発行為以外

- ① 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ③ 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合



出典 改正都市再生特別措置法等について（国土交通省 平成27年6月）

【居住誘導区域外】

本計画区域内の居住誘導区域外における住宅開発等の動向を把握するため、一定規模以上の開発行為又は建築行為を行おうとする土地が、居住誘導区域外にある場合は、届出が義務付けられます。

開発行為

① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為

② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 m²以上のもの

①の例示 : 3戸の開発行為



②の例示 : 1,300 m²、1戸の開発行為



800m²、2戸の開発行為



建築等行為

① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合

② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

①の例示 : 3戸の建築行為



1戸の建築行為



出典 改正都市再生特別措置法等について（国土交通省 平成 27 年 6 月）一部加工



第 7 章

誘導施策

第7章 誘導施策

7.1 基本的な考え方

3.4で示す目指すべき都市構造を実現するため、下記に示す都市機能誘導施策、居住誘導施策の継続および実現に取り組めます。

7.2 主な誘導施策

(1) 都市機能誘導施策

高次な都市機能が集積する中心拠点に連携する副次拠点、地域生活拠点及び生活拠点を核とした多核連携型都市構造の構築を目指すため、各拠点における都市機能の維持・確保に取り組むとともに、姫路市総合交通計画と連携を図り、鉄道やバスなどの公共交通の機能強化による公共交通の利便性向上、乗り継ぎ・乗り換えの改善等による公共交通の利用環境改善などの推進を図るとともに都市機能の拡散防止及び市民の生活利便性の維持・向上につなげるため、公的不動産を活用し、戦略的に都市機能の誘導を図ります。

【主な施策】

○中心市街地の活性化

姫路市中心市街地活性化基本計画に掲げる事業、姫路城周辺都市再生整備計画に基づく事業、県立病院と民間病院の統合、大学研究機関の誘致、手柄山中央公園の再整備、姫路・英賀保駅間の新駅整備 など

○拠点の基盤整備

JR 網干駅前土地地区画整理事業、JR 英賀保駅周辺土地地区画整理事業、鉄道駅周辺整備プログラムに掲げる事業 など

○物流機能および拠点間連携の強化

都市計画道路整備プログラムに掲げる基幹道路事業など

○公共施設等の最適化

姫路市公共施設等総合管理計画に基づく、施設の床面積総量及び配置の適正化 など

(2) 居住誘導施策

経済力の維持・強化や地域コミュニティの維持・活性化を図るため、ものづくり力の維持・強化につながる労働人口の増加に積極的に取り組むとともに、歩行空間の確保や若者の転出超過の解消、子育てしやすい環境づくり、元気な高齢者の増加に取り組めます。

また、将来の公共交通ネットワークの構築を目指すため、地域生活圏や都心部とのネットワーク化、地域生活圏における市民生活の利便性の向上を促進するため、公共交通網の充実を図るとともに公的不動産も活用し、居住の誘導を図ります。

【主な施策】

○居住地の基盤整備

姫路城周辺都市再生整備計画に基づく事業、阿保土地区画整理事業、JR 網干駅前土地区画整理事業、JR 英賀保駅周辺土地区画整理事業 など

○居住地の環境および安全性の向上

都市公園整備プログラムに掲げる事業、公園・道路橋梁の長寿命化推進事業、都市基盤河川大井川改修事業、下水道雨水計画に基づく浸水対策事業、急傾斜地崩落対策事業 など

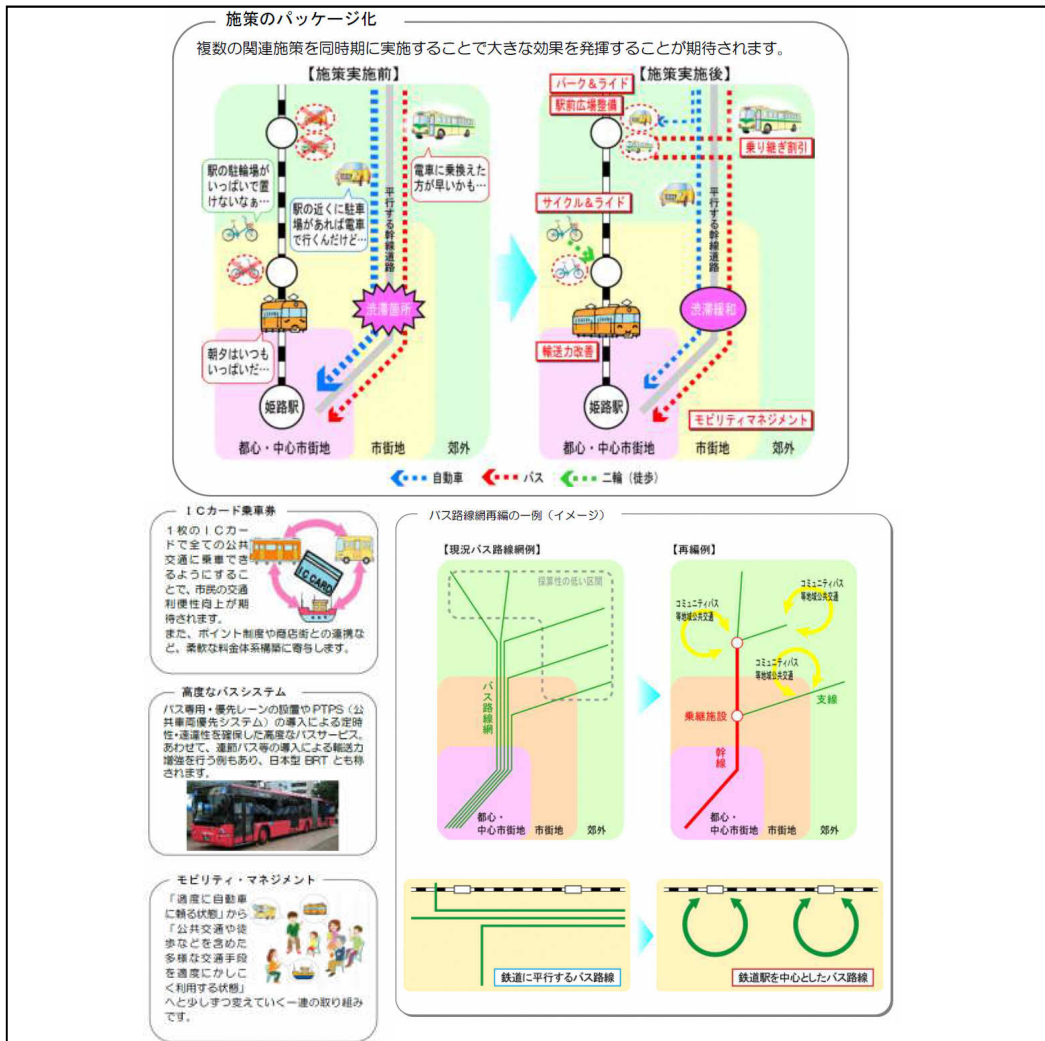
○居住人口の維持

ひめじ創生戦略アクションプラン、姫路市子ども・子育て支援事業計画に掲げる事業 など

(3)関連して実施する施策 5

○公共交通利便性の向上

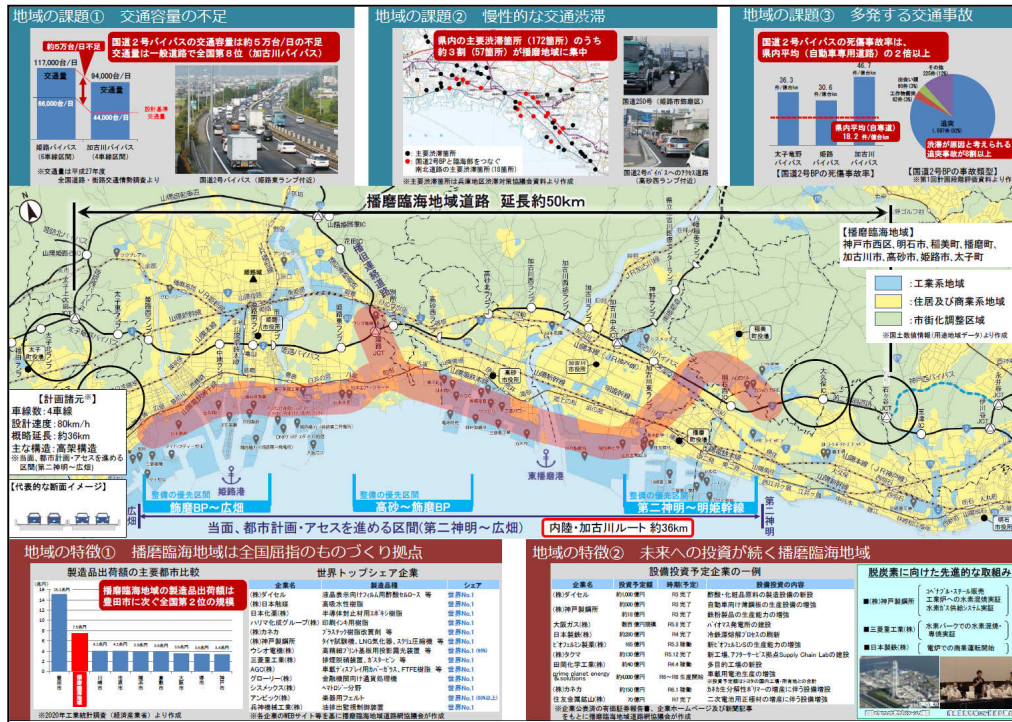
姫路市総合交通計画に掲げる事業 など



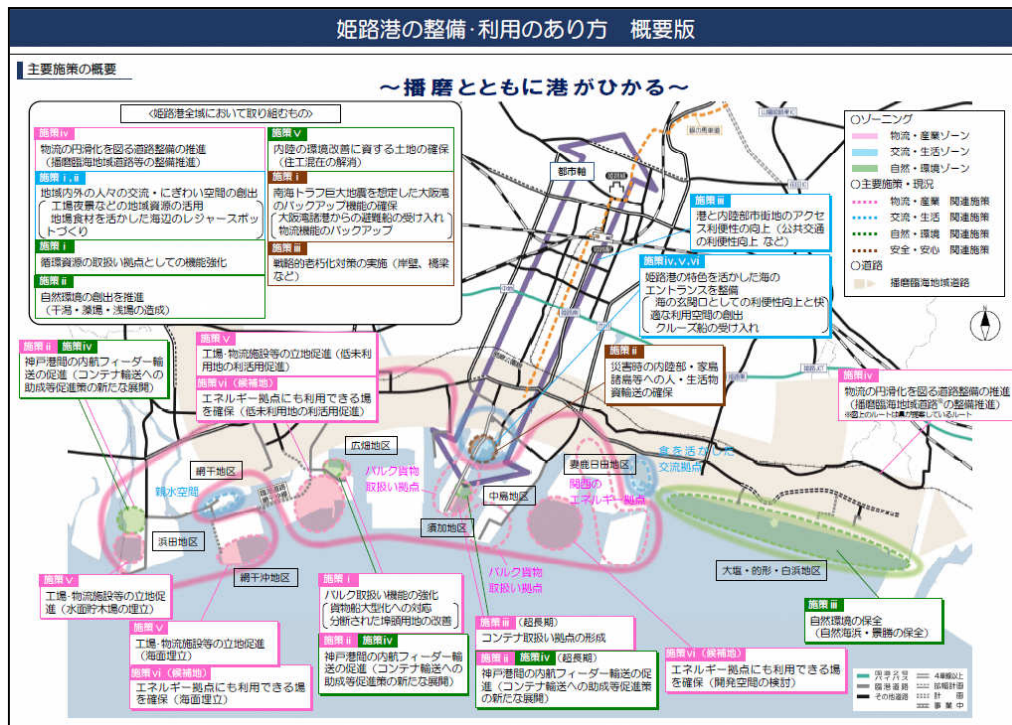
出典 姫路市総合交通計画

○ものづくり力の維持・強化

播磨臨海地域道路の整備促進、姫路港の整備・利用のあり方に掲げる事業 など



出典 「播磨臨海地域道路パンフレット」(兵庫県)



出典 「姫路港の整備・利用のあり方」(兵庫県)

○上位・関連計画の推進

西播磨地域都市計画区域マスタープラン、姫路市都市計画マスタープラン、中播磨圏域の立地適正化の方針、兵庫県保健医療計画 など

7.3 今後検討する主な施策

更なる都市構造の強化に向けて社会情勢の変化等を注視しつつ以下の施策を検討していきます。

【主な施策】

○税制上、金融上の支援制度

国では、誘導する都市機能増進施設に対する税制上の特例措置※を設けています。また、民間都市開発推進機構による金融上の支援措置も講じられています。

※国 HP : https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000023.html

○都市構造再編集中支援事業

国は「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を講じています。

都市構造再編集中支援事業

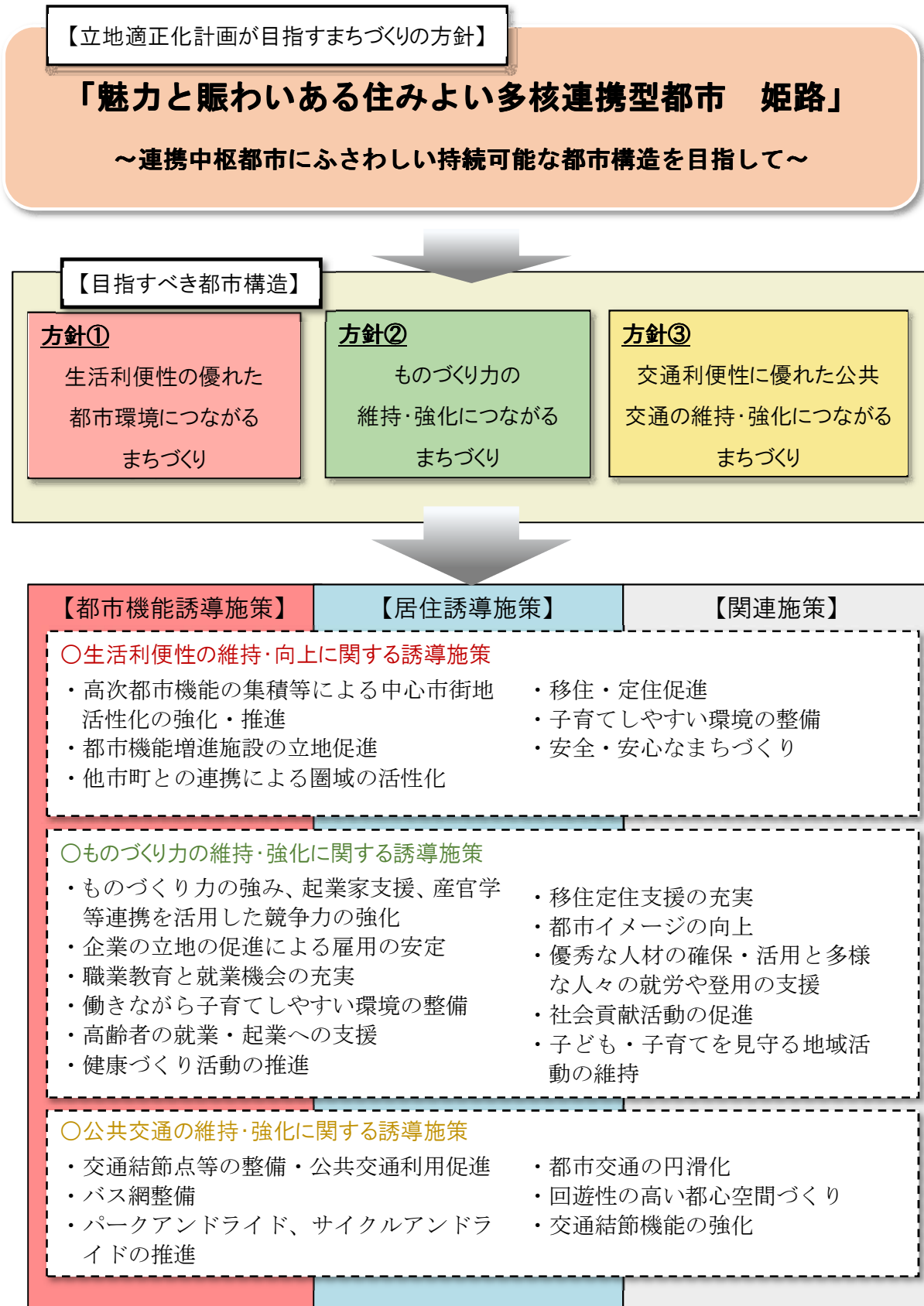
○「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等
国費率：1/2（都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内）、4.5%（居住誘導区域内等）

<p>対象事業</p> <p>＜市町村、市町村都市再生協議会＞ ○都市再生整備計画※に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援。 ※市町村が作成する都市の再生に必要な公共施設の整備等に関する計画</p> <p>【基幹事業】 道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、フレックポイント施設等）、都市機能誘導区域内の誘導施設※・基幹的誘導施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、エリア価値向上整備事業 等</p> <p>【提案事業】 事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実装等）、地域創造支援事業（提案に基づく事業）</p> <p>【居住誘導促進事業】 住居移転支援、元地の適正管理 等</p> <p>＜民間事業者等＞、＜都道府県等（複数市町村が広域的な誘導施設の立地方針を定めた場合に限る。）＞ ○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※及び基幹的誘導施設（広域で利用される誘導施設）の整備</p> <p>※民間事業者に対する支援については、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援施設補助金（補助対象事業費の2/3）に国費率を乗じて得られた額の1/4以内の額を補助金の額とする。 ※地域生活拠点内では、一部の基幹事業を除く。 ※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。</p> <p>施行地区</p> <p>○立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」 ○立地適正化計画に位置付けられた「地域生活拠点（都市計画区域外、都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分）※」 ※ただし、都市計画適用計画に反して居住誘導区域に誘導する区域において水辺まちづくり計画がある場合、計画に位置付けられている事業 ※市町村等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している場合、緑地等の整備 ※居住誘導区域面積が市町村域面積の1/2以下の市町村の居住誘導区域外、②防災指針に即した災害リスクの高い地域であって居住誘導区域、③誘導施設整備が計画されている区域、④国費率誘導区域、⑤国費率誘導区域、⑥国費率誘導区域、⑦国費率誘導区域、⑧国費率誘導区域、⑨国費率誘導区域、⑩国費率誘導区域、⑪国費率誘導区域、⑫国費率誘導区域、⑬国費率誘導区域、⑭国費率誘導区域、⑮国費率誘導区域、⑯国費率誘導区域、⑰国費率誘導区域、⑱国費率誘導区域、⑲国費率誘導区域、⑳国費率誘導区域、㉑国費率誘導区域、㉒国費率誘導区域、㉓国費率誘導区域、㉔国費率誘導区域、㉕国費率誘導区域、㉖国費率誘導区域、㉗国費率誘導区域、㉘国費率誘導区域、㉙国費率誘導区域、㉚国費率誘導区域、㉛国費率誘導区域、㉜国費率誘導区域、㉝国費率誘導区域、㉞国費率誘導区域、㉟国費率誘導区域、㊱国費率誘導区域、㊲国費率誘導区域、㊳国費率誘導区域、㊴国費率誘導区域、㊵国費率誘導区域、㊶国費率誘導区域、㊷国費率誘導区域、㊸国費率誘導区域、㊹国費率誘導区域、㊺国費率誘導区域、㊻国費率誘導区域、㊼国費率誘導区域、㊽国費率誘導区域、㊾国費率誘導区域、㊿国費率誘導区域</p>	<p style="background-color: #ffe0e0; padding: 5px; margin: 5px 0;">市町村が立地適正化計画を作成・公表</p> <p style="font-size: small;">まちづくりの方針、都市機能誘導区域、居住誘導区域等を設定</p>  <p style="background-color: #ffe0e0; padding: 5px; margin: 5px 0;">市町村が都市再生整備計画を作成・公表</p> <p style="font-size: small;">都市構造再編集中支援事業による支援</p> 
---	---

出典 国土交通省資料（国 HP: https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001620180.pdf）

7.4 誘導施策関連図





第 8 章

都市機能誘導区域及び居住誘導区域以外の 地域におけるまちづくりの基本的な考え方

第 8 章 都市機能誘導区域及び居住誘導区域以外の地域におけるまちづくりの基本的な考え方

第8章 都市機能誘導区域及び居住誘導区域以外の地域におけるまちづくりの基本的な考え方

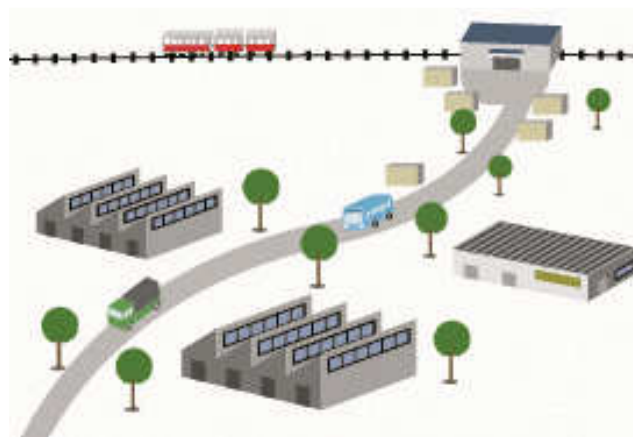
○居住環境保護区域での今後のまちづくり方針

適切な土地利用計画などにより低層住宅で形成された市街地においては、ゆとりある快適な居住環境を維持・保全します。また、山麓部などの災害危険性のある地域においては、災害情報を提供・周知するとともに災害防止のための対策を進めます。



○産業促進区域での今後のまちづくり方針

都市活力の源となる臨海工業地においては、企業バス等の運行を検討し地域交通の利便性向上や、駅周辺に都市機能の集積を図ることによって生活・労働環境を充実させ、持続可能な産業空間を創出し産業振興に資するまちづくりを目指します。



○市街化調整区域での今後のまちづくり方針

「市街化を抑制する区域」という区域本来の性格を基本としたまちづくりを推進しつつ、自然環境との調和や居住環境の保全、地域資源や既存の都市施設を活かした土地利用を図ります。また、特別指定区域制度⁴や地区計画を活用することにより、地域の特性や実情に応じた、地域住民が主体となったきめ細やかなまちづくりを推進します。

○都市計画区域外での今後のまちづくり方針

都市計画区域外である家島地域、夢前地域、安富地域においては、姫路市都市計画マスタープランにおいて定められている地域づくりの方針に基づき、自然環境の適正な保全・管理を図るとともに、既存集落等の現在の住環境を維持し良好な地域環境を形成するまちづくりを推進します。

⁴条例に基づき、住民が中心となって組織するまちづくり協議会が、地域の課題を解決する土地利用計画を作成し、市がその土地利用計画に基づき区域指定を行うことにより、地域の活性化等に必要な建築物の立地を可能とする制度